

写

令和元年第10回総会

会 議 録

期 日 令和元年10月29日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第10回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和元年10月29日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 3	農地法第5条許可申請について
4	4 4	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月29日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第4号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

5番	鮫島 裕次	農業委員
13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下山 健一
主幹兼農地係長	永江 靖博
農地係参事補	前原 光博

午前9時30分 開会

議長 令和元年第10回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員12名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。6番水野委員、7番楠委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第42号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号40号は、耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、県地域振興公社、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号41号は、利用権種類変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、県地域振興公社、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

今回の合意解約農地は、畑が13筆で18,502㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

ないようですが、事務局のほうに、今回から書式が若干変わってますけど、ご説明をお願いします。

事務局 ただいまありましたとおり、今月より書式が一部追加になっております。

枠の表の3行目に利用権設定公告日という欄を設けてございます。表の欄外に今までは日付だけ記載しておりましたものを追加したものです。その右側に、合意解約日として解約日を記載しております。

今までの書式では記載していなかったものを、今回から追加したものです。

以上です。

議長 ほかにはございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号40号及び41号の2件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。
整理番号33号。

整理番号33号の申請地は、大塚南町〇〇番，畑，737㎡です。

譲受人は枕崎市長前田祝成，地方公共団体です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，パートです。

転用目的は市営墓地用駐車場です。

申請事由は、「市営立神墓地用の駐車場が不足しているため、近接する申請地を無償で譲り受けて、来客用の駐車場として利用したい。」とのことです。

申請地は4ページに掲載しております。

大塚南町の〇〇より南側道路向かいに位置します。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は市営墓地用駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は737㎡で問題ないものと思われます。

計画内容は普通自動車14台の駐車場です。

造成については40cmから60cm程度の盛土を行ない、北側農地境界には、既存のブロック積みが施されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号34号。

整理番号34号の申請地は、岩崎町〇〇番，畑，646㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅，通路です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、6ページに掲載しております。

岩崎町，長野しん灸院より南東〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在する

ため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は646㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、申請地への出入りにあたり、通路部分49㎡を確保しなければならないこと、また、西側及び南側の土地と2m程度の高低差が存在するため、がけ地に近接する建築物に関する県条例に基づき、境界よりその高さの2倍である4m控えて、建築しなければならないことから、一般住宅として利用できる、有効面積は474.39㎡であり、問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、境界にはブロック積を施します。

建物の高さは4.5mの平屋であり、農地境界より4m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号35号。

整理番号35号の申請地は、宮田町〇〇番、畑、462㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職、外1名です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、自分の家を持ちたい。」とのことです。

申請地は8ページに掲載しております。

市営犬牟田墓地から南側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は462㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、整地のみで、西側境界にはブロック積みをし、周囲には現在あるブロック積みにフェンスを施します。

建物は高さ3.7mの平屋であり、西側農地から3m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号36号。

整理番号36号の申請地は、板敷南町〇〇番、畑、455㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由は、「申請地を父親が代表者である会社の駐車場として取得して、隣接地と一体で貸し付けるため。」とのことです。

父親が代表者である会社の大型車両の置場が手狭になったことから、耕作放棄された隣接する申請地を、譲受人が貸付けて、駐車場を拡張するものであります。

計画内容は貨物大型自動車3台、貨物自動車3台分の駐車場です。

整理番号36号の申請地は、10、11ページに掲載しております。

鹿児島水産高校の北東約〇〇mに位置します。

農地の区分はJRさつま板敷駅より東南〇〇mに位置しており、500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

計画面積は455㎡で問題のないものと思われます。

駐車場転用にあたり、既存の駐車場と同じ高さまで盛土を行ないますが、周囲は既存の擁壁及び石積みがあり、東側農地境界にブロック積みを施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号33号及び34号の2件について、天達委員お願いいたします。

8番（天達委員） それでは整理番号33号について報告いたします。

10月17日に畑野委員、桑原委員、有村委員、俵積田委員、事務局の前原さんと現地確認を行っております。

立会人は市財政課の〇〇さんです。

33号の申請地につきましては、説明にありましたとおり、大塚南町に位置する小集団の農地で、現在、遊休地となっております。

転用目的は市営墓地用駐車場です。

申請地の北側は道及び畑、東側は雑種地、西側及び南側は宅地となっております。道路の高さまで盛土を行ないますが、既存のブロック積みが施され、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

雨水については、北側側溝へ放流により処理する計画となっております。

また、工作物の設置もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。次に整理番号34号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇さんです。

34号の申請地は、岩崎町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されております。

転用目的は一般住宅及び通路です。

申請地北側は雑種地、東側は農地、南側は雑種地及び農地、西側は道です。

境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築しますので、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、西側市道側溝へ放流する予定です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、西側市道側溝に排水します。

なお、東側の農地境界に既存のブロックが施されておりましたが、一部埋もれており、土砂流出の恐れが予想されましたので、積み増しを行うよう指導いたしました。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 次に、整理番号35号及び36号の2件について、畑野委員お願いいたします。

10番(畑野委員) 整理番号35号について報告いたします。

調査日、調査員については、前号の33号、34号と同じであります。

立会人は申請人代理の〇〇さんです。

35号の申請地は、説明にありましたとおり、宮田町に位置する農地で、現在、保全管理されております。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は宅地、西側は原野及び農地、南側は宅地及び原野、東側は市道です。

西側境界には、一部ブロック積みを行い、周囲には既存のブロック積みにフェンスを施し、土砂雨水が流出するのを防止いたします。

雨水については東側の側溝へ排水します。

生活排水も東側の市道に埋設されている下水道管へ排水します。

建物は平屋であり、西側農地から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除策も示されておりまして、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号36号について報告いたします。

立会人は申請人の父である〇〇〇〇さんです。

36号の申請地は、説明にありましたとおり、板敷南町に位置する農地、現在、耕作放棄地であります。

転用目的は貸駐車場です。

申請地の北側は農地及び原野、東側は農地及び原野、南側は原野、西側は既存の駐車場です。

既存の駐車場と同じ高さにしますが、周囲は既存の擁壁及び石積みがあり、東側農地境界はブロック積み

を施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については西側既存駐車場を経て、側溝へ放流により処理いたします。

また、工作物の設置もないため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号33号から36号までの4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第4号議案第44号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は12ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号143号から150号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外7名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外6名で、設定面積は、田が1筆、490㎡、畑が16筆の18,554㎡、樹園地が12筆の13,457㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号143号から150号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第44号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時50分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 水野 正子

会議録署名委員 楠 義文